

9. 「商業施設及び宿泊施設等」への充電設備設置事業の説明 と提出書類

事業名	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）	
事業内容	「商業施設」や「宿泊施設」等、電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における目的地充電 ^(注1) のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	1 / 2
	設置工事費 ^(注2)	定額

注1：「目的地充電」とは、移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等をいう。

主に普通充電設備が利用されることが多い。

注2：V2H充電設備を設置する場合、充放電の配線や分電盤への配線、切替開閉器の設置が有りますが、補助対象とする工事は「充電」にかかわる工事のみになります。放電部分の配線やその他の工事については補助対象経費になりません。

9－1. 「商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の当該事業に特有の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に入出入りできる場所にあること。
- (2) 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
- (3) 充電場所を示す案内板を商業施設および宿泊施設等の入口に設置すること。
なお、案内板はセンターが求める条件を満たし、車道の上下線から視認できるように設置すること。
- (4) 施設（新築・既存）は、原則、充電設備が設置されていないこと。
なお、施設が既存であって、充電設備が設置されている場所への増設を内容とする申請の場合は、既設充電設備または充電設備の利用状況等が採択の重要な判断項目となります。

「商業施設及び宿泊施設等」とは、下記の表に示す5つの施設のカテゴリーになります。

商業施設	ショッピングセンターや百貨店等大型商業施設、専門店等中規模・小規模商業施設等
宿泊施設 ^(注1)	ホテル、旅館等
観光施設	動物園、水族館、世界遺産に登録された施設等
遊戯施設	公園、遊園地、テーマパーク等
公共施設	地方公共団体施設、図書館、博物館、病院等

注1：旅館業法第2条第1項における「ホテル営業」および「旅館営業」を指す。

※上記施設と提携している時間貸し駐車場は申請を可とします。その場合、提携していることを証する書類の提出が必要です。

※この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下記の表のとおりです。

充電設備	急速充電設備 ^(注1)	普通充電設備 V2H充電設備 ^(注2)	充電用コンセント 充電用コンセントスタンド
基数	1基	<p>以下、設置できる基数の目安は駐車場収容台数の規模別になります。</p> <p>1～333台：1基 334～555台：2基 556～777台：3基 778～999台：4基 1,000～1,222台：5基 1,223～1,444台：6基 1,445～1,666台：7基 1,667～1,888台：8基 1,889～2,111台：9基 2,112～2,333台：10基 2,334台以上は採択委員会で別途審議のうえ、決定します。</p>	

注1：急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

機械式駐車場に設置する場合は、急速充電設備を選択できない。

注2：機械式駐車場に設置する場合は、V2H充電設備は選択できない。

9－2. 特有の提出書類

商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の条件に応じて以下の提出書類をアップロードし、提出してください。

【申請の条件に応じて求める書類】

9-3：施設と提携していることを証する書類（業務提携契約書等）

9-4：施設との業務提携契約が保有義務期間（5年）未満の場合に提出する書類

9－3. 施設と提携していることを証する書類（業務提携契約書等）

「時間貸し駐車場」に充電設備を設置する場合、5つの施設のカテゴリーと業務提携していることが必要です。5つの施設のカテゴリーと時間貸し駐車場が提携していることを証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《契約日》

- ・施設と時間貸し駐車場が提携した契約日の記載

《駐車場所所有者名》

- ・時間貸し駐車場の所有者名の記載（押印必須）

《駐車場名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）

《施設名称》

- ・時間貸し駐車場と提携している施設の名称

《施設の代表者名》

- ・施設の代表者の記載（押印必須）

《契約期間》

- ・充電設備設置完了から保有義務期間（5年）以上の提携契約期間の記載
保有義務期間（5年）以上の業務提携契約でない場合、「9-4. 施設との業務提携契約が保有義務期間（5年）未満の場合に提出する書類」を確認してください。

なお、充電設備を設置する時間貸し駐車場が借地の場合は、土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間（5年）以上において設置することの許諾を土地所有者から得ることが必要です（「5-12. 充電設備を設置する土地が借地の場合」を参照）

9－4. 施設との業務提携契約が保有義務期間（5年）未満の場合に提出する書類

5つの施設のカテゴリーと時間貸し駐車場の業務提携契約期間が充電設備設置完了後の保有義務期間（5年）以上を締結していない場合は、オンライン申請システムの「実施状況等報告」のデータ入力をし、提出してください。

【記載の必須項目】

《業務提携契約の維持》

- ・ 充電設備設置完了から保有義務期間（5年）以上において業務提携契約を維持することの記載

9-5. 設置事業計画の申告

電気自動車等の利便性向上を目的とする施設への充電設備設置事業において、「施設等の説明」および「設置計画」と「設置の効果」等の申告が採択の重要な判断項目となります。

リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

（1）設置する施設等の説明

- ・施設が新築または改修の場合は、営業開始予定日を入力してください。
- ・施設に面する公道名を入力してください。
- ・施設の駐車場の収容台数および過去1年間の休日・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数を入力してください。
- ・既設の充電設備の有無を入力してください。
既設充電設備がある場合は過去1年間の休日・平日を含む月平均の利用回数を入力してください。

（2）設置計画

- ・充電設備の設置を判断するに至った理由および充電設備の種類と基数を選定した理由を申告してください。
なお既設の充電設備がある場合は、増設する理由を申告してください。
- ・設置資金の調達方法を申告してください。
- ・1日あたりの充電設備の利用可能時間を入力してください。

（3）設置の効果

- ・充電設備を設置した後に想定される充電設備の利用頻度について休日・平日を含む月平均の想定利用回数を入力してください。
その想定した利用回数の考え方を申告してください。